

事業者登録・表彰制度の 取組状況について

◎事業者登録・表彰制度について

広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（広島市障害者差別解消推進条例）の実効性確保のため、事業者に対して、障害や障害者に関する理解の促進を図るとともに、事業者が自主的・積極的に合理的配慮の提供に取り組む機運を醸成することを目的としている。

◎事業者登録・表彰制度の呼称について

呼称名：訪れる誰もが心あたたまる

みんなのお店ひろしま

呼称の理由

障害のある方への合理的配慮の提供に取り組み、誰もが利用し易く、誰もが心あたたまるお店。障害のあるなしに関わらず、みんなが利用できるひろしまのお店。

◎シンボルマークについて

若い世代への意識啓発を兼ねて、法や条例の背景を学びながら、わかりやすく親しみやすいシンボルマークの作成をしてもらうため、デザインの専門である広島市立大学芸術学部にて委託研究を依頼した。

9月のデザイン完成を目指し、作成中。10月にデザインの公表を行う予定。

6月15日に、作成にあたっている市立大学学生に対して、当事者の講演会をZoomにて実施した。

◎スケジュール

令和3年4月～8月：事業者向けマニュアル等の
作成、周知広報

令和3年4月～10月：シンボルマーク作成、発表
(広島市立大学芸術学部)

令和3年9月～(予定)：登録事業者の募集

令和3年12月(予定)：登録事業者の発表